

講師出張サービス利用規約

- 1 本規約は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」といいます。）が公益目的事業活動として実施する「働くときのA・B・C」セミナー等の講師出張サービスをご利用いただく場合の条件を定めるものです。
- 2 講師の出張日は、原則として、土・日・祝日（振替休日を含みます。）、年末・年始を除く、月曜日から金曜日とします。
- 3 講師料は、原則として、講演時間1時間までは30,000円（消費税込）、1時間を超える場合は、30分毎に15,000円（消費税込）を加算します。また、全基連の旅費規程に基づく交通費実費等出張旅費は、原則として、別途、ご負担をお願いします。なお、出張講師が配布する資料の種類によっては、別途、資料代のご負担をお願いする場合があります。
これらの講師料、出張旅費、資料代等講師出張料につきましては、事前に、ご予算に応じたご相談をお受けします。
- 4 講師出張をご希望の場合は、「講師出張申込書」（別紙1）に所要事項をご記入の上、FAX送信していただくか、又は電子メール（zenkiren@zenkiren.com）でお申し込み下さい。
- 5 全基連は、「講師出張申込書」を受領後、ご希望の講演内容に沿った講師を選定の上、原則として5日以内に「出張講師等のお知らせ」（別紙2）によりご担当者様あてFAX又は電子メールでお返事します。なお、出張予定講師のスケジュールの都合等により、講演日時等の調整をお願いする場合があります。
- 6 講師出張料は、講演終了後、「講師出張料振込依頼書」（別紙3）により請求申し上げますので、同書到達日から1カ月以内に全基連指定の銀行口座にお振り込み下さい。
- 7 キャンセルされる場合は、講師出張予定日（講演日）の7日前までにご連絡願います。
7日前までにご連絡のない場合は、「講師出張キャンセル料請求書」（別紙4）により、キャンセル料（講師料の40パーセント）をご負担いただく場合があります。なお、事前購入又は予約した航空運賃の払戻しされない料金・取消手数料、宿泊施設のキャンセル料等は、別途、ご負担いただきます。
- 8 講演内容を他の目的・手段により利用される場合は、有償・無償を問わず講師の事前許諾が必要となりますことにご留意下さい。
- 9 出張予定講師が、不慮の事故や天災地変等当該講師の責めによらない事由により講演できない事情が生じた場合は、早急に代替の講師の手配に努めますが、急な事態においては対応できないときがあります。なお、このような対応できない場合にあつては、全基連はその損害賠償責任を負いかねますので、予めご了承下さい。
- 10 「出張講師等のお知らせ」（上記5の別紙2）を発した後であっても、ご依頼の講演内容や目的等に重大な疑義等が生じた場合は、講師出張を中止させていただく場合があります。
- 11 本規約に定めのない事項及び規約内容に疑義が生じた場合は、双方協議の上、誠意をもって対処することとします。